

日中一時支援事業地域区分別報酬単価

令和6年4月1日適用

区分			地域区分別報酬単価（円）				
		市町名	大阪市	堺市 高石市	泉大津市 和泉市 忠岡町 岸和田市 貝塚市 泉佐野市	泉南市 阪南市 熊取町 田尻町 岬町	（参考） 1 単位 の単価 10.00
					利用時間		
18 才 以上	区分 1	4 時間以下	1, 390	1, 340	1, 310		1, 270
		4 時間超～8 時間以下	2, 780	2, 690	2, 630		2, 540
		8 時間超	4, 170	4, 030	3, 940		3, 810
	区分 2	4 時間以下	1, 390	1, 340	1, 310		1, 270
		4 時間超～8 時間以下	2, 780	2, 690	2, 630		2, 540
		8 時間超	4, 170	4, 030	3, 940		3, 810
	区分 3	4 時間以下	1, 580	1, 530	1, 500		1, 450
		4 時間超～8 時間以下	3, 180	3, 080	3, 010		2, 910
		8 時間超	4, 780	4, 630	4, 520		4, 370
	区分 4	4 時間以下	1, 770	1, 710	1, 670		1, 620
		4 時間超～8 時間以下	3, 550	3, 430	3, 350		3, 240
		8 時間超	5, 320	5, 150	5, 030		4, 860
	区分 5	4 時間以下	2, 140	2, 070	2, 030		1, 960
		4 時間超～8 時間以下	4, 290	4, 150	4, 060		3, 920
		8 時間超	6, 440	6, 230	6, 090		5, 880
	区分 6	4 時間以下	2, 520	2, 430	2, 380		2, 300
		4 時間超～8 時間以下	5, 050	4, 880	4, 770		4, 610
		8 時間超	7, 580	7, 330	7, 160		6, 920
18 才 未満	区分 1	4 時間以下	1, 390	1, 340	1, 310		1, 270
		4 時間超～8 時間以下	2, 780	2, 690	2, 630		2, 540
		8 時間超	4, 170	4, 030	3, 940		3, 810
	区分 2	4 時間以下	1, 670	1, 620	1, 580		1, 530
		4 時間超～8 時間以下	3, 360	3, 250	3, 180		3, 070
		8 時間超	5, 050	4, 880	4, 770		4, 610
	区分 3	4 時間以下	2, 140	2, 070	2, 030		1, 960
		4 時間超～8 時間以下	4, 290	4, 150	4, 060		3, 920
		8 時間超	6, 440	6, 230	6, 090		5, 880
低所得食事提供加算			320	310	310		300

注1 地域区分別報酬単価は厚生労働大臣が定める一単位の単価（令和6年厚生労働省告示第3号）での短期入所に係る事業者の所在地に応じた地域区分を指す。

なお、この表に記載がない地域にある事業所の場合は、「（参考）一単位の単価 10.00
×当該地域区分の一単位単価」を報酬単価とする。

注 2 低所得食事提供加算は、次の世帯に属する方を対象とする。

- ① 生活保護世帯
- ② 市町村民税非課税世帯